

新 旧 対 照 表

新

高知県多機能型保育支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条～第5条 略

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事業を遵守しなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 県税の滞納がないこと。

第7条～第12条 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成28年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5項から第8項、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

旧

高知県多機能型保育支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条～第12条 略

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事業を遵守しなければならない。

(1)～(9) 略

.....(新規).....

第7条～第12条 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成28年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5項から第8項、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別記（第2条関係）

事業実施基準

1～2 略

別表第1（第3条関係）
略

別表第2（第6条関係）
略

別記（第2条関係）

事業実施基準

1～2 略

別表第1（第3条関係）
略

別表第2（第6条関係）
略